

総務省

1. 燃料価格高騰対策について

近年の燃料価格の高騰は、交通運輸事業者の自助努力の限界を超え、経営収支は悪化の一途をたどり、事業存廃の岐路に立たされているといっても過言ではない。また、そのことが労働環境の悪化や労働条件の切り下げにつながり、安全運行体制への負の影響が強く懸念される。については、関係省庁と連携のもと、燃油費高騰対策として助成金等の拡充や軽油引取税等の支援を講じられたい。

とりわけ、軽油価格については、高止まりの状況にある。また、コロナ禍で経済的ダメージを受けている事業者の負担軽減のために、燃料価格高騰時の燃料課税停止措置（トリガー条項）の発動に向け、「揮発油税および地方揮発油税の特例税率の適用停止制度」の適用停止を解除されたい。

【回答】（自治税務局 都道府県税課）

トリガー条項は、平成23年の東日本大震災発生直後に凍結され、現在に至っていません。当時からの考え方については、現在も変わっていません。まずは地方財政への影響が生じるとともに、石油小売業においても販売や流通現場への影響、需給が逼迫する等々あり、実務上の課題が指摘されている。特に地方財政への影響については、地方税の「軽油引取税」あるいは「地方揮発油」は国税として国が徴収後に全額地方に譲与される地方揮発油譲与税合わせて、年間で0.5兆円程度の税収減が見込まれ、非常に大きな金額となります。

また暫定税率については、廃止が議論されており、令和6年12月11日に自民党、公明党、国民民主党の幹事長間で、いわゆるガソリン税の暫定税率の廃止について合意がなされています。政党間で真摯に協議が行われていると認識しています。現在、自民党、公明党、日本維新の会の3党で協議が定期的に行われ、真摯に協議が進められていることを承知しており、政府としては、協議結果を踏まえ、適切に対応してまいります。ゆえにトリガー条項の凍結を解除する議論から暫定税率の廃止の方向で議論が進められていることをご理解ください。

ガソリン税のいわゆる暫定税率については政党間の方で議論が深められ、結論が出ると考えており、経過を注視しながら適切に対応してまいります。

2. 情報通信インフラの整備について

地域社会や家族と遠く離れた海上という特殊な環境下で就労する船員にとって、

安全運航に不可欠な気象・海象情報の取得や、緊急時の無線医療体制の維持はもとより、家族とのコミュニケーションや陸上社会とのつながり、船員のメンタルヘルスの維持などの観点からも、海上における情報通信インフラの整備は必要不可欠です。近年の情報通信技術の進歩により、様々な情報取得や各種手続き、コミュニケーション手段としての通話や通信、動画配信サービスなどが利用可能となっておりますし、従前の衛星通信サービスに比べ高速で遅延の少ない低軌道衛星を利用した衛星通信サービスの提供が開始されてきています。海上においても陸上と同様な情報通信サービスが利用できるよう、高速衛星通信が利用可能となる海上ブロードバンド設備の設置促進、料金の低廉化に向け支援いただきたい。また、日本沿岸航行時に存在する携帯電話や地上デジタルテレビ放送の電波不感地帯の解消も含め、船陸間通信の充実を図られたい。

【回答】（情報流通行政局 総合通信基盤局）

海上という特殊な労働環境下で就労する船員の方々が用いることができる情報通信サービスが、衛星通信事業者によって従来から様々な特色のあるサービスが提供されています。ブロードバンドについては、従来のサービスに加え、衛星コンステレーションによる、より高速で低廉なサービスの提供が開始されたところです。

この衛星コンステレーションによるサービスについては、総務省が制度整備を行ない、領海外でも使用することができ、格段に利便性が向上しているものと認識しています。携帯電話や地上デジタルテレビ放送の電波が届かないという海域でも、衛星コンステレーションサービスにより、情報通信サービスが利用できるエリアとしてカバーされ、それにより海上での通信環境の改善や、動画視聴環境等が向上が期待されています。

総務省としては、引き続き、技術の進展や各通信事業者の計画を踏まえつつ、必要な制度整備等の対応を行い、船員の皆様にとってより利用しやすいサービスが実現されるように取り組んでまいります。

3. 洋上投票制度について

洋上投票制度では、「選挙人名簿登録証明書」や「投票人名簿登録書」の事前取得、指定市区町村の選挙管理委員会による投票送信用紙等の交付が必要となるほか、船内での送信完了の確認や、投票記載部分と必要事項記載部分の切り離し、帰港後の投票用紙の送付など一連の手続きが必要となる。さらに、投票時には、投票者と受信者側の時差があるなか、日本時間に合わせた投票、事前の通信試験、事後の完了確認などが必要となる。多様化した船舶の運航形態に応じて、すべての船員が公民権を行使できるよう、船員による洋上投票制度においても、さらなる手続きの簡素

化や利便性の向上、対象選挙の地方選挙への段階的な拡充を図るとともに、「在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究」の最終報告がなされている。昨年10月に実施された第50回衆議院議員選挙については、準備期間が短く、投票できなかつた船員が多く発生したことからも、前記のとおりインターネット利用による洋上投票制度の導入を早急に検討されたい。

【回答】（自治行政局）

● 手続の簡素化や利便性の向上について

洋上投票の手続については、選挙の公正を確保するため、二重投票の防止、投票の秘密の確保等の観点から、一連の厳格な手続が定められていますが、投票環境を向上させていくことは、重要なことと認識しています。

全日本海員組合の皆様のご要望を踏まえ、洋上投票の申出は、本邦出航前に限らず、外国を出航する場合には、適切に投票送信用紙等の交付の手続ができる限り、外国を出航する前まで可能であるということについて、各選挙管理委員会に対して通知を行ないました。

今後とも、各選挙管理委員会と連携しながら、さらなる利便性の向上に向けた取組を行ってまいります。

● 地方選挙への拡大について

洋上投票制度は、これまで各党各会派による議論・協議を経て創設・改正されてきたが、投票送信用紙等を交付・受信する選挙管理委員会や不在者投票管理者となる船長等の事務負担が過大となること等の課題があり、現在は衆議院総選挙及び参議院通常選挙に限って導入されているところです。

地方選挙への拡大については、各党各会派による御議論が必要であるが、総務省としても諸課題の検討を行い、御議論に資するよう努力してまいります。

● インターネット投票について

インターネット投票については、総務省では、郵便等投票が広く認められている在外選挙において調査研究を実施しています。

インターネット投票の導入に当たっては、二重投票の防止、投票の秘密保持等の選挙特有の課題に対応する必要があると考えています。

加えて、洋上投票については、在外選挙における課題のほか、

- 洋上投票は、外洋航行中などの特定の状況下にある場合に限り、ファクシミリによる投票を認める制度として議員立法により設けられたものであり、こうした制度趣旨をどのように考えるか、

・ 投票管理者や立会人の下で行うことが原則の洋上投票を、特段の要件なく、これらの者が不在の中で認めることの是非といった論点があります。

インターネット投票という新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わることから、各党各会派で十分御議論いただきたいと考えているところです。

4. 船員税制確立への取り組みについて

船員は、家族や陸上社会と離れ、職住一体となった特殊な労働環境のもとにあり、行政サービスの受益が一定程度制限されている。住民税の減免については、各自治体の裁量により可能であるところ、現在、三重県の四日市市・鳥羽市・志摩市、静岡県焼津市、愛媛県今治市・上島町の6自治体に加え、令和6年度より、高知県宿毛市においても実施された。住民税減免措置の他の地域へのさらなる拡大に向けてご支援いただきたい。また、関係行政機関と連携のもと、国策としての船員に対する政策減税（所得税減免）の導入に向けて取り組まれない。

【回答】（自治税務局）

地方団体は、個別の納税者の事情を考慮した上で、条例に基づき、個人住民税の減免を行うことが可能であるものの、個人住民税は、「地域社会の会費」としての性格を有する税であり、長期の出張などで住所地にいる期間が短い方にも、一定以上の所得がある方には、納税していただいています。

船員の方についても、住所地団体から、ご家族も含め、様々な行政サービスを受けていることを踏まえて考える必要があると考えています。

船員の方々への対応につきましては、こうした点を踏まえ、それぞれの地方団体において、ご判断いただいているものと考えているところです。